

2024年2月17日

『障害者福祉・教育の原点を学ぶ』  
～“ときわ学園”の実践から～

NPO法人おひさま生活塾  
水田 和江

# 今日の流れ

1. “NPO法人おひさま生活塾”の活動
  - 1)事業の概要と利用児・者の概要
  - 2)子どもとの関わりの困難さ
2. “ときわ学園”実践の特徴
  - 1)“ときわ学園”開設時の時代背景
  - 2)教育と生活の一体化
  - 3)「生きる」ための学び
3. 教育・福祉関係施策の今昔
4. “ときわ学園”の実践から学ぶこと
5. 現在の障害児者福祉の課題
  - 1)発達権と生活権の保障
  - 2)生活の総合性と連続性の必要性
  - 3)制度間の隙間を埋める支援づくり

# 1.“NPO法人おひさま生活塾”の活動

## 1) 事業の概要

### ① 日中一時支援事業

- ・生活支援、学習支援、余暇活動

### ② 相談支援事業

- ・特定相談支援事業
- ・障害児相談支援事業

### ③ その他

- ・“にこにこカフェ”
- ・地域の障害児・者福祉への理解促進
- ・子どもの支援に関わる人材の育成

## 2) 子どもの状況

### ① 利用児童

- ・発達障害、ASDを起因する精神障害、肢体不自由など
- ・幼児～20歳代(受給者証11名)
- ・児童のうち不登校児 半数

### ② 対応の原則

- ・児童1名:指導員1.5名
- ・“学ぶ”“知る”“体験する”事の楽しさを感じられる活動を提供するように努める
- ・自己実現と意思の尊重

### 3)子どもとの関わりの困難さ

#### ① 子どもの生活環境の変化

○生活体験の不足と興味・関心の狭さ

:生活力の減退

○立ち直りの力(レジリエンス)の低さ

○人との関わりへの不安感の強さ

○発達節目で見られる獲得すべき力の減退

#### ②サービスの種類と提供事業者の多様化・細分化

○“サービス”の細分化:生活の総合的視点の喪失

## 2.“ときわ学園”の実践の特徴

### ①“ときわ学園”開設時の時代背景

- ・要保護児童と障害児の生活保護

### ②教育と生活の一体化

- ・生命の尊重
- ・社会の中で自己実現を

### ③「生きる」ための学び

- ・背景には一人の人権の尊重の視点

### 3. 教育・福祉関連施策の今昔

年代	時代特性	施策の内容
1945年 ～	戦後の混乱期 国民の権利の表明 公的責任の表明	日本国憲法、教育基本法、児童福祉法(1948年) 精神薄弱児特殊学級の設置(1948年) 「ときわ学園」開設(1951年)
	保護者運動の展開	就学猶予・免除制度 宇部市手をつなぐ親の会(1961年)
1970年 ～	高度経済成長 国際的権利保障の動き	精神薄弱者の権利宣言(1971年) 特別支援教育義務設置(1974年完全実施) 国際婦人年(1975年) 子どもの権利に関する条約(1989年 国連採択) 国際障害者年(1981年)
1990年 ～	相互扶助と地域福祉 福祉施策の転換期	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について (1992年) 介護保険法(1997年)
2000年 ～	自己選択・自己決定 受益者負担の原則 の実現 (障害者の権利、差別 の解消等の法制化)	・発達障害者支援法(2005年) 障害者の権利に関する条約(2006年) 障害者自立支援法(2006年)、障害者虐待防止法(2012年) 障害者総合支援法(2013年)、障害者差別解消法(2016年) ・子ども基本法(2023年):子ども家庭庁発足、CFSWの配置 ・合理的配慮の提供の義務化(2024年)

## 4. “ときわ学園”の実践から学ぶこと

### 1. “体験的学び”は発達の基礎

#### 1) “実践”から学ぶこと:「生きる」ための学び

- ・食の確保
- ・生活に必要な算数、国語の学習

#### 2) こどもの“意見の尊重”を支える

- ・子どもの基本的欲求を尊重する
- ・輝く子どもの眼の光をよるべき指標として  
基本的欲求を満たしていく

#### 3) “福祉”と“教育”の一体的保障

- ・家庭であると同時に、生活教育、職業教育・・

## 4. “ときわ学園”の実践から学ぶこと

### 1) “体験(実践)”から学ぶ＝「生きる」ための学び

<「生活」から学ぶ“日常生活活動”の力>

\* 「生きる」ための学び

\* 社会の中で自立できることを目指した“ときわ学園”の教育と福祉

#### ① 日常生活のスキル

生活リズムと基本的な生活技術の獲得

#### ② 「自分」の確認と自律

自己の尊厳を体験的に理解する

体と心を動かす経験

#### ③ 人とのかかわり＝人を信頼する（力）

生活の基盤を奪われた子ども+障害

保育士との関わりから生まれた「人との関係修復」

：寝食を共にする中から生まれる（施設の形態）

# 1) “保育所保育指針”にみる子どもの発達の特徴

## (一般的な状況)

「全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身共に力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような協同遊びやごっこ遊びを行い満足するまで取り組もうとする。**様々な知識や経験を活かし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。**思考力や認識力も高まり、**自然事象や社会事象、文字などへの興味や関心も深まっていく。**身近な**大人に甘え、気持ちを休める**こともあるが、様々な経験を通して**自立心が一層高まっていく。**(「保育所保育指針」2010年から)

## 2)教育基本法

(前文) 世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願う・・・

・・・個人の尊厳を重んじ、心理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成・・・」

(第四条) すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない・・・教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

## 3)学校教育法

### 第三節 特別支援教育

#### 第72条 特別支援学校の目的

特別支援学校は、・・・幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、・・・生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを・・・

## 4. “ときわ学園”の実践から学ぶこと ～子どもの自立に求められる力を考える～

### ①生きる基礎となる「幼児期の力」

「外の世界を知りたい」と思う力を育てる

(探索～関わる～面白い) → 人と関わる力

### ②学校教育では

「がまん、待つ、がんばる」事が求められる → 従う事に慣れる

### <現状の課題>

\* 「生活上の困難を克服し、自立する」力を育む学びとなっているか？

\* 自ら考えるを養う教育+共同学習の導入は、

「人と関わる力」を育てているか？

大人は子ども達が“知りたいこと”を知ろうとしているか？

\* 地方自治体の中で、自由学習の時間、F教室の開設等

登校が困難な子どもへの支援が試行錯誤されている。

## 4. “ときわ学園”の実践から学ぶこと

### 2) こどもの“意見の尊重”を支える

#### ① 子どもの基本的欲求を尊重する

- ・「輝く子どもの眼の光をよるべき指標」として、  
喜怒哀楽、愛される等 基本的欲求を満たしていく  
(常若 創刊号より)

- \* “意見表明権”を身につける: 自己選択、自己決定が生活の原則  
現在、障害のある子の意見表明権は？  
(子どもの権利の代弁者はだれ?)
- \* 地方自治体によっては、自由学習の時間、F教室の開設

#### <現状の課題>

- \* 本人が、権利の主人公となっているか？  
権利は個人の努力により保持: 権利実現の環境が整っているか？
- \* “意思決定支援”は保障されているか？

#### 4. “ときわ学園”の実践から学ぶこと 3) “福祉”と“教育”の一体的保障

“ときわ学園”は、家庭であると同時に、生活教育、職業教育の場である  
(児童福祉施設 + 恩田小学校分校・ときわ中学校分校)

私たちの生活時間調査(生活活動の分類)

\* 私たちの日常生活活動の分類 (生活時間調査による行動の分類)

- ・一次行動(必需行動)  
: 睡眠+生活(睡眠・食事等)
- ・二次行動(拘束行動)  
: 学校、放課後に学校で過ごす、移動
- ・三次行動(遊び、勉強、習い事、メディア  
人と過ごす、その他)

# 子どもの“第三次行動”の意味は？

## 1. “余暇”とは

:生産性や意義、価値などに関係なく、自分の人生を豊かにするため、また、心の充足のために、自分自身の意志によって過ごす時間

(休息、レク、遊び、文化活動等)

## 2. 子どもの発達にとって必要な理由

:自分の心を満たす「創造的活動」

:自分らしく生きるための「主体的活動」

:人との関わりを知る「社会的活動」

\* 子どもにとって、“余暇”は、余った・余分の時間ではない(「子どもの権利条約」第13条で保障されている)

## 今の子ども達の“余暇”の過ごし方

- “外遊び”よりも“内遊び”
- “携帯”“テレビ・DVD”等情報やメディアに  
依拠した遊び
- 高学年になるほど、余暇時間は、拘束時間  
の延長となっている（塾や習い事等）
- 文化的な生活及び芸術への参加は、保護者  
の学歴・進学志向に影響される

# 豊かな“余暇”活動を過ごすために必要なこと

\* 余暇の成立する条件:「自由な意思決定の結果行われる事」「好きな事、楽しみである事」「生産性が問われない事」

1. 時間:他者から支配されない時間がある
2. 空間:活動を保障する場所
3. 人との関わり:自分の選択は、人との関わりから発生する
4. 多様な経験:選択肢は、生活経験から創出される

\* “主体的な学び”の時間の保障

\* 生活と教育の一体的保障の視点

## 5. 現在の障害児・者福祉の課題

\* 社会の中で自立できることを目指した“ときわ学園”の「教育と福祉」の実践から学ぶ：“現在の「教育と福祉」”の課題

### 1. 発達権と生活権の保障の視点：自己選択と自己決定

① 「自己実現」(自分らしく)は自己責任？

・“選択・決定する”力を習得する：体験的な学習・生活から学ぶ

### 2. 生活の総合性と連続性

①個々の生活は断片に切り離せない：就労、余暇、家庭生活の充実

②多問題家庭と地域の孤立化：孤立化する家族と多問題世帯

③メニュー化する支援サービスの選択：誰にとっての選択か

### 3. 制度の隙間を埋める役割をするものは？

①生存権を保障する責任者はだれか？（“**公的責任**”の役割）

②福祉・教育の専門職者ができることは？

③相談機関ができること？

\* 地域の共生は、だれが組み立てるのか？

## まとめ

1. “体験的学び”は発達の基本  
～支援の総合的視点と合理的配慮～
  - ①“体験的学び”への合理的配慮
  - ②意思決定支援を支える仕組み
  
2. 生活の総合性と連続性の視点
  - ①生活の中で“福祉”と“教育”の一体化を図る
  
3. 制度間の連続性と支援の連続性
  - ①総体的視点による“つなぎ”
  - ②ライフステージの節目と制度の隙間をつなぐ
  - ③それぞれの専門性と合理的配慮の責任を明確に